相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県北松浦郡世知原町栗迎免八九番地第二、最後の住所長崎県北松浦郡世知原町栗迎免一二〇番地一九　被相続人　亡　堺　泰人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月二十九日

長崎県佐世保市若竹台町二八三番地一〇　相続財産管理人　林田　和樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍朝鮮、最後の住所熊本県玉名市岩崎六三九番地　被相続人　亡　権藤　栄根

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月二十九日

事務所熊本県熊本市中央区細工町五丁目二八番一号　伊藤ビル二階　あかつき法律事務所　相続財産管理人　弁護士　林　龍太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県豊後大野市大野町屋原一五〇七番地、最後の住所大分県豊後大野市大野町田中七〇〇番地二　被相続人　亡　甲斐　克己

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月二十九日

大分県豊後大野市大野町屋原一五七三番地　相続財産管理人　松村　昌也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県肝属郡東串良町川東三九三七番地、最後の住所鹿児島県肝属郡東串良町川東五〇二一番地二　被相続人　亡　甲斐ウルカ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月二十九日

事務所鹿児島県肝属郡東串良町川西一五四七番地　相続財産管理人　司法書士　原田　猛

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十四年六月二十九日

一、墳墓等所在地　滋賀県近江八幡市東川町五一二番地

一、墳墓等の名称　玉養寺田中墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　滋賀県近江八幡市東川町五一二番地　宗教法人玉養寺　代表役員　福本　紀章

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十四年六月二十九日

一、墳墓等所在地　福岡県福岡市南区南大橋一丁目一一七六―一

一、墳墓等の名称　不詳

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　福岡県福岡市南区三宅一丁目三番一八号　宗教法人光徳寺　代表役員　藤野　良信

家畜商営業保証金取戻し公告

家畜商法第十条の七及び家畜商営業保証金規則第八条の規定により左記の者それぞれ当該記載により営業保証金の取戻しをしようとするので公告します。

当該営業保証金につき家畜商法第十条の四第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を熊本県知事に提出して下さい。前記申出書の提出がないときは、当該営業保証金は取戻されます。

平成二十四年六月二十九日

一、住所　氏名　熊本県天草市佐伊津町二六七一番地　竹田　直光

営業保証金額　二万円

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することにしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年六月二十九日

大阪市大正区鶴町二丁目五番二七号　鈴木合金株式会社　代表取締役社長　鈴木　慶一

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所	株式の種類及び数	株券の番号
後藤　蓊　大阪市西区新町一―三一―三ダイアパレス四ツ橋七〇二号	普通株式一万株	四Ｄ―〇〇八七
〃	普通株式一万株	四Ｄ―〇一七六
〃	普通株式一万株	五Ｄ―〇〇八五
〃	普通株式一万株	六Ｄ―〇一一六
〃	普通株式一千株	六Ｃ―〇〇二〇～〇〇二四

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第8条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成24年6月29日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①有限会社シーエスベータ　②東京都知事(2)86342　③代表取締役　阿部亨　④東京都千代田区神田神保町３丁目５番地　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都千代田区神田神保町３丁目５番地　有限会社シーエスベータ　代表取締役　阿部亨

①ＫＣカード株式会社　②福岡県知事(2)14632　③代表取締役　千葉信育　④福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目４番２号　⑤1000万円　⑥福岡県知事　⑦福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目４番２号　ＫＣカード株式会社　代表取締役　千葉信育

任意清算公告

当社は、昭和四十一年十二月二日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年六月二十九日

神戸市長田区東尻池町一丁目四八番地　和田荘合資会社　代表社員　和田　幸正